

厚生労働科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出

(バイアウト制度)について

(令和2年12月10日科発1210第2号厚生科学課長決定)

(令和6年3月22日一部改正)

1. 概要

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、大学等研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向にあり、研究に従事できる時間を確保する必要があるとされているところである。

研究課題に専念できる時間の拡充を可能とすることで、当該研究課題を一層進展させることを図るため、厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の直接経費の使途を拡大し、研究代表者及び研究分担者（以下研究者という。）本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務（講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。）の代行に係る経費の支出を可能とする制度（以下「バイアウト制度」という）を導入することとする。

2. 対象の補助金及び研究課題

令和3年度以降に新規採択された補助金による研究課題

3. 支出可能となる経費

研究課題に専念できる時間を拡充するために、研究者本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という）とする。また、研究機関においては、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

研究者は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上することができる。

なお、バイアウト経費の上限は、直接経費1,500万円以下の研究課題においては直接経費の20%、直接経費1,500万円を超える研究課題においては300万円とする。

(1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。)

また、研究代表者は研究分担者の分を含めて研究機関との合意内容に係る書類（任意様式）を研究計画書に添えなければならない。

4. 審査等

厚生労働省又は研究費配分機関（以下「厚生労働省等」とする）は、課題の採択に当たつ

て、研究費にバイアウト経費が計上されていることのみをもって採択に影響を及ぼすことのないよう、各事業の審査基準に則り適切に審査を行う。

5. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を準備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育研究活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行できる業務の範囲
- ・年間に代行できる上限等
- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

(2) 研究者との合意

研究機関は、研究者が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則り当該研究者との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

(3) 経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

また、厚生労働省等は、研究機関で構築した仕組みの運用状況に疑義が生じた場合に、運用状況の報告を求めることができるとともに、本通知の内容に反していることが確認された場合には、研究機関に対して、運用方法の是正を求めることが、バイアウトに関する経費の返還等、必要な措置を講ずることとする。

附則（令和6年3月22日改正）

この変更は、令和6年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、令和5年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。